

議案第 86 号

岩倉市下水道条例の一部改正について

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 1 2 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例

岩倉市下水道条例（平成6年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前項の申請書」を「前項の申請者」に改める。

第10条第2項中「同項第3号」を「同項第3号及び第4号」に改め、「、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と」を削る。

第12条第1項第10号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に、「第4号に掲げる」を「第5号に掲げる」に改め、同条第2項中「同項第5号」を「同項第5号及び第6号」に改め、「、同項第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と」を削る。

第15条第2項中「第12条の3」を「第11条の2、第12条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。